

新潟県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月26日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第33号

新潟県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

新潟県建築基準法施行細則（昭和35年新潟県規則第82号）の一部を次の表のように改正する。

（下線及び太枠部分は改正部分）

改正後				改正前			
(建築物の定期報告) 第10条 (略) 2 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）第2の規定により知事が付加する法第12条第1項の調査に係る項目、方法及び結果の判定基準は、次の表のとおりとする。				(建築物の定期報告) 第10条 (略)			
	調査項目	調査方法	判定基準				
(一)	各階の主要な常時閉鎖した状態にある防火扉（以下「常閉防火扉」という。）	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	物品が放置されていること等により常閉防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。			
(二)		扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。			
(三)		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能			

			に支障があること。
(四)	固定の状況	目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。
(五)	作動の状況 (人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉に限る。)	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。ただし、3年以内に実施した点検の記録が	防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件(昭和48年建設省告示第2563号)第1第1号の規定に適合しないこと。

			ある場合に あつては、 当該記録 により確 認するこ とをもつ て足りる。	
(六)	居室の換 気設備 (第12条 第2項第 1号の換 気設備を	作動の 状況	各階の 主要な 換気設 備の作 動を確 認する。	換気設 備が作 動しな いこと。
(七)	除く。以 下同じ。)	換気の 妨げと なる物 品の放 置の状 況	目視等 により 確認す る。	換気の 妨げと なる物 品が放 置され ている こと。
(八)	排煙設備 等	可動式 防煙壁 の作動 の状況	各階の 主要な 可動式 防煙壁 の作動 を確 認する。	可動式 防煙壁 が作動 しない こと。
(九)		排煙設 備(第 12条第 2項第 2号の 排煙設 備を除 く。以 下同 じ。)の	各階の 主要な 排煙設 備の作 動を確 認する。	排煙設 備が作 動しな いこと。

		作動の状況		
(十)		特別避難階段の階段室又は政令第123条第3項第1号に規定する付室の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
(十一)		非常用エレベーターの昇降路又は政令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビーの排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
(十二)	非常用の照明装置 (第12条第2項第3号の非常用の照明装置を除く。以	作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。	非常用の照明装置が作動しないこと。

	下同じ。)			
(±)		照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。
<p>3 <u>省令第5条第3項の調査結果表は、別に定める様式によるものとする。</u></p>				

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第10条第2項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に着手する建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第1項の調査（以下「調査」という。）に係る項目、方法及び結果の判定基準について適用し、施行日前に着手した調査に係る項目、方法及び結果の判定基準については、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の第10条第3項の規定は、施行日以後に着手する調査に係る建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第5条第3項の調査結果表について適用し、施行日前に着手した調査に係る建築基準法施行規則第5条第3項の調査結果表については、なお従前の例による。